

ご存じですか

公文書公開制度と 個人情報保護制度

より開かれた市政をめざして

昭会先 総務管財課 ☎26802

市には、情報公開に関する2つの条例があります。市が持っている情報を市民の皆さんに公開するための「公文書公開条例」と、市民の皆さんの個人情報情報を適正に取り扱うための「個人情報保護条例」です。これらは、市民参加による開かれた市政をさらに進めるために制定されたものです。
この条例では、この条例の内容と実施状況などを紹介します。

公文書公開条例

この条例は、市民の皆さんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書を公開するために必要な事項を定めています。

利用できる人は

- ▼市内に住んでいる方
 - ▼市内に事業所などがある方や法人など
 - ▼市内に通勤、通学している方
 - ▼市に利害関係がある方
- ※これら以外の方の請求にも応えるよう努めています。

公開される情報は

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）の職員が、職務上作成または取得した公文書が対象となります。

公開できない情報もあります

公文書は公開することが原則です。しかし、個人のプライバシーに関するものや、法人などの事業活動に不利益を与えるものなどは非公開になります。

平成21年度関市公文書公開の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	28	3	31

2 実施機関別の請求状況

市長	実施機関		件数	
	実施機関	件数	実施機関	件数
市長	市長公室	7	教育委員会	5
	総務部	3	議会	2
	民生福祉部	4		
	環境経済部	1		
	建設部	11	合計	33

※1件の請求に対して2つの実施機関に関係するものがあるため、件数の合計は一致しません。

3 公開決定状況および不服申し立て状況

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	不服申し立て申請
件数	16	16	0	3	0

※1件の請求に対して2以上の決定をしたものがあるため、件数の合計は一致しません。

※「部分公開」とは、文書の中に個人情報などが含まれている場合にその部分を除いて公開することです。「不存在」とは、請求された文書が存在しない場合です。

4 公開請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎平成18年に行われた都市計画課と建設業者との打合せの内容が分かる資料【不存在】
- ◎平成18年度の介護保険事業所からの事故報告書【公開】

- ◎平成19年度にあった倉知地内におけるショッピングセンター等の農業振興地域の除外申請等に係る文書【部分公開】
- ◎土砂災害警戒区域図等(3件)【公開(3件)】
- ◎平成18年度から平成20年度までの地方公務員実態調査に係る文書【部分公開】
- ◎海外行政視察調査議員派遣要綱【公開】
- ◎市所有車両台数及び業者別車両修繕費【部分公開】
- ◎関市自治会連合会倉知支部要望書【公開】
- ◎公共交通拠点施設整備事業検討委員会の設置要綱、委員会資料及び議事録(5件)【部分公開(5件)】
- ◎保健センターに係る用地取得の経緯、面積、金額、買収相手等が分かる資料【部分公開】
- ◎平成17年度浦嶋山車取蔵庫建設事業補助金に関する文書【公開】
- ◎西本郷一ツ山線道路改良事業に伴う用地買収等に関する文書(2件)【部分公開(2件)】
- ◎平成11年度文化会館テレビ電波障害の発生に伴う改善対策及び維持管理に関する協定書【公開】
- ◎平成16年度から平成21年11月までの公用車の購入に伴う入札結果に関する書類【公開(2件) 不存在(2件)】
- ◎平成16年度及び平成20年度の公用車の車検、修繕費に関する支出負担行為決議書及び支出命令書【部分公開(2件)】
- ◎政策総点検進捗状況調査票【公開】
- ◎国民健康保険課の主催する国民健康保険加入者の特定健診の費用とその団体【公開】
- ◎平成21年度保育所監査事前資料【部分公開】
- ◎平成20年度関市議会議員政務調査費に係る文書【公開】
- ◎副市長の給料月額に関する報酬審議会の諮問及び答申書【公開】
- ◎平成21年度に関市立小中学校に設備された教育に供されるパソコンに係る文書【部分公開】
- ◎第4次総合計画実施計画(平成22年度から平成24年度)の資料等(2件)【部分公開 公開】
- ◎下有知保育園の増改築工事に係る資料【部分公開】

平成21年度関市個人情報の開示等の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
開示	3	0	3
訂正	0	0	0
削除	0	0	0
差止め	0	0	0

2 実施機関別の請求状況

実施機関		請求の区分	件数
市長	民生福祉部	開示	3

3 開示等の決定状況および不服申し立て状況

区分	公開	部分開示	非公開	訂正・削除・差止決定	訂正・削除・差止拒否決定	不存在	不服申し立て申請
件数	2	0	0	0	0	1	0

4 開示等の請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎住民票、戸籍の附表の交付申請書(3件)【開示(2件) 不存在】

個人情報保護条例

この条例は、市民の皆さんが自分の個人情報の開示を求める権利を保障し、個人情報の適正な取り扱いを定めています。

個人情報は適正に維持管理します

市が持っている個人情報は、他人に漏れることがないように管理します。また、 unnecessary 個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報の収集の制限

- 市は個人情報を、
- 事務に必要な最小限の範囲で
- 目的を明らかにして
- 適法、公正な方法で
- 原則として、本人から直接収集します。

自分の個人情報がチェックできます

- 自分の情報をチェックしたいとき
↓【開示請求】
- 自分の情報に誤りがあるとき
↓【訂正請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を収集したとき
↓【削除請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を利用しているとき
↓【差止め請求】

公文書の公開・個人情報の開示などの請求から決定まで

